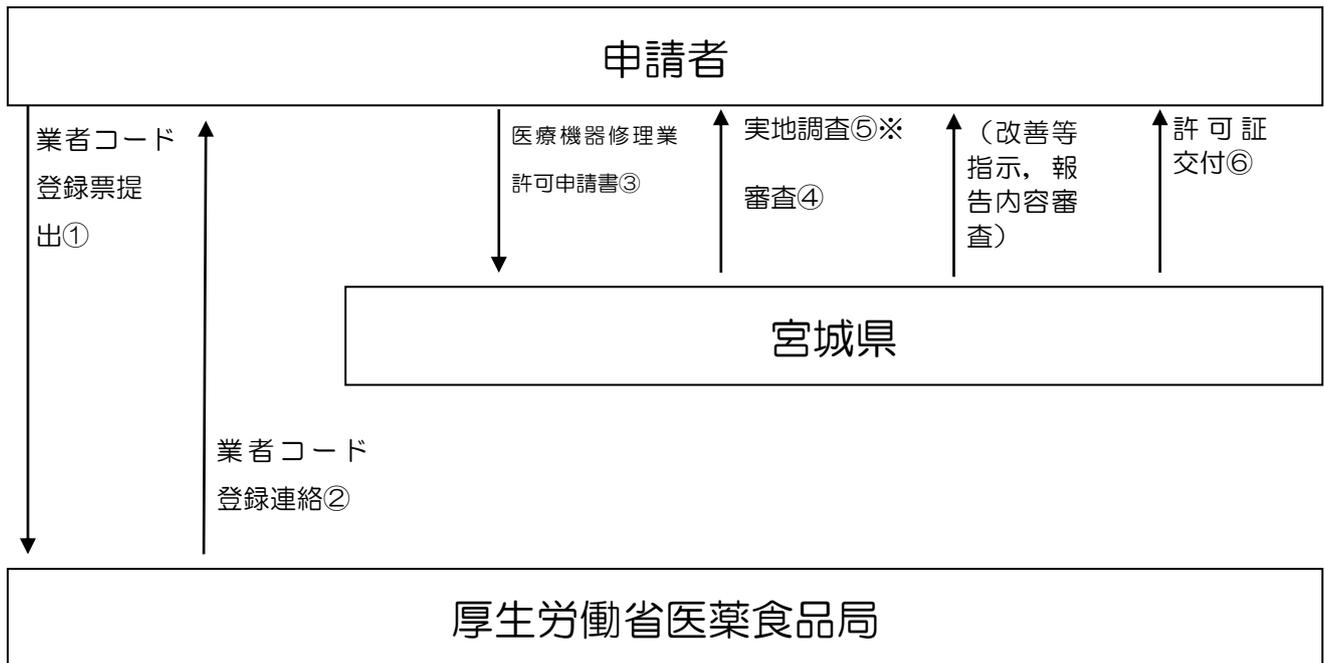


医療機器修理業許可申請フロー



※初めて医療機器修理業の許可を取得しようとする場合は、許可申請の前に業者コードを取得する必要があります。業者コードは、業者コード登録票に必要事項を記載の上、原則としてe-Gov 電子申請サービス (<https://shinsei.e-gov.go.jp/>) を利用し、厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課に提出してください。なお、e-Gov 電子申請サービスにより難しい場合はFAX (医療機器審査管理課：03-3597-0332) により提出してください。